

第七回国会 運輸委員會會議錄第三十一号

(七八三)

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君

理事 大西 禎夫君 理事 岡村 利右衛門君

理事 關谷 勝利君 理事 松本 一郎君

理事 米窪 満亮君 理事 木下 榮君

岡田 五郎君 尾関 義一君

片岡伊三郎君 黒澤富次郎君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

渡邊 良夫君 淺沼稻次郎君

飯田 義茂君

出席國務大臣

運輸大臣 大屋 普三君

出席政府委員

運輸事務官(鐵道監督局長) 足羽 則之君

運輸技官(港灣局長) 後藤 憲一君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

四月二十五日

委員岡田五郎君及び渡邊良夫君辭任につき、その補欠として奈良治二君及び坂本實君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員奈良治二君及び坂本實君辭任につき、その補欠として岡田五郎君及び渡邊良夫君が議長の名で委員に選任された。

四月二十六日

港灣法案(内閣提出第一八七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任に関する件

日本国有鐵道法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

港灣法案(内閣提出第一八七号)

鐵道電化促進に関する決議案の起草に関する件

参考人の意見聴取に関する件

○稲田委員長

これより運輸委員會を開會いたします。

この機會にお諮りいたします。去る四月二十一日に松井政吉君、二十五日に岡田五郎君、渡邊良夫君がそれぞれ委員を辭任いたしましたので、鐵道電化促進に関する小委員が三名欠員となつておりますが、過般三君は再び運輸委員に選任になりましたので、松井君、岡田君、渡邊君を小委員に補欠選任したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○稲田委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○稲田委員長

次に鐵道電化促進に関する小委員小委員長岡村君より、小委員の經過について報告いたしたいとの申出があります。これを許します。岡村君。

○岡村委員

この機會に鐵道電化促進に関する小委員会における審議の經過を中間報告申し上げます。去る二十一日、二十五日の両日小委員会を開きまして、政府委員並びに國鐵當局から電化の現状と將來の計画、電源、資材、資金等の關係につきまして詳細な説明を聴取し、熱心な質疑応答がかわされたのであります。

鐵道を電化するということは、國鐵といひましては輸送力の増強、サービスの改善、經營の合理化等の利点があるのみならず、わが國經濟の再建にとつて重大な影響をもたらすものであります。わが國經濟の再建と石炭の増産とは、離すべからざる關係にあることは、ここに多く申し上げるまでもないと思ひますが、わが國の石炭事情はきわめて憂鬱すべき状態にあるのであります。すなわちわが國の石炭の推定埋藏量は約九十億トンで、世界の〇・二%、第十六位にすぎないのであります。出炭量は第五位であります。従つて維持年数は、世界の平均が三千五百五十二年であるのに、わが國はわずか九十年と推定せられてゐるのであります。しかも炭質は劣等でありまして、優良な精糖炭、発生焔用炭、無煙炭、高カロリー炭等は、海外に依存している状態でありまして、この乏しい、しかも質のよくない石炭を、いかに効果的に利用するかということが、わが國に課せられた重要な問題なのであります。ところでこの石炭が、どういふ方面で最も多く使用せられてゐるかといふと、最大の消費者は実に國有鐵道であつて、昭和二十年度に於いて國鉄用炭は、全國消費量の七・五%であつたのが、その後逐年増加いたしました。戦後二九%にまで達したのであります。最近この状態は漸次緩和されつつありますが、なお二〇%内外となつてゐるのであります。しかも國鉄は運輸の必要上、高カロリーの良質炭を要求してゐるのであります。従つて國鉄における石炭の消費量の多寡の、わが國經濟に及ぼす影響はきわめて大きいのであります。

しからば、國鉄用炭をいかにして節約したらいふ問題が浮び上つて来るのであります。鐵道の電化、すなわち蒸氣運転を電氣運転に轉換することによりまして、多量の石炭を節約することができ、その節約した石炭を他の産業に振り向けることにより、石炭を増産したと同様な結果となるのであります。石炭を蒸氣機關車に使用すること、現在では非効率の代表的なものとされてゐるのであります。今かりに六千五百カロリーの石炭を蒸氣機關車に使用いたしますと、熱効率は四・八%にすぎないのであります。その石炭を電力にかへ、電氣機關車を動かせば、その約三倍の一・一七%となり、四・一〇〇という比率になるのであります。従つて運輸用電力を全部火力でまかなうとしても、約四〇%程度の石炭をもつてすれば足りるわけでありまして、かかるにわが國には電力資源として使用し得る水力が、きわめて豊富なのでありますから、これを利用すれば、渾水期を除いては、所要電力の大部分は水力でまかなひ得るわけでありまして、さらに少い石炭で事足りるのであります。これによつて節約し得た石炭は、他の重要産業において有効に使用することができるのであります。かくのごとく鐵道の電化は、石炭の消費面において著しい貢獻がなされるのであります。國鉄といひましては、電化によりまして牽引力及び速度の増大をはかることができまして、輸送力の増強を期し得るのみならず、旅客輸送の場合においては、旅行の快適という大きな利点があげられるのであります。さらにまた電源の開発、電化工事の施行に伴い、雇用の増大、関連産業の振興にも寄與し得るということは、見のがすべからざる点であります。

以上が鐵道電化を促進すべき理由の要旨であります。最近各方面から國會に寄せられてゐる請願、陳情を見ても、國民がいかに鐵道の電化を要望してゐるかを容易に看取し得るのであります。これにかんがみましても、鐵道の電化はすみやかに実現すべきものと信ずる次第であります。よつて政府及び日本國有鐵道は、すみやかに確固たる鐵道電化計画を立て、これが実現をはかるべきで、これには、一、輸送密度が大きく石炭節約上最も有効な線区、二、長大隧道または勾配の多い線区、三、既電化区間と運輸上関連する線区、四、大都市附近の旅客混雑の特に著しい線区等を選んで順位を定め、電源、資材、資金等を勘案して、必要な措置を講じ、すみやかに、かつ積極的

に実現をはかるべきで、電源については明年秋完成する予定となつてゐる信

第一類第十二号 運輸委員會會議錄第三十一号 昭和二十五年四月二十六日

濃川山辺発電所を、十分に考慮に入れる必要があると考ふる次第であります。

以上のような理由をもつて、次に朗読いたすような決議案を委員会に提出することに決定いたしました。

鉄道電化促進に関する決議案
わが国経済の再建並びに国有鉄道の経営の合理化の観点において鉄道の電化を促進し、石炭の節約、輸送力の増強等を図ることは、現下の緊急事である。

よつて、政府及び日本国有鉄道は、速やかに確固たる鉄道電化の計画を樹立するとともに必要なる諸般の措置を講じ、もつて積極的にこれを實現を期すべきである。

右決議する。
以上のような決議案を本委員会に提出するのでありますが、本委員会におきまして慎重審議の上、できれば本決議案は本会議に提出されんことをお願いいたす次第であります。

以上簡單でございしますが電化促進小委員会の中間報告といたします。

○稲田委員長 たいだいまの岡村君の報告並びに決議案文について、何か御意見があれば発表をお願いします。——他に御発言もないようですから、この際お諮りをいたします。本委員会といたしましては、たいだいまの小委員長の御報告のありました通り、決議案文を決定いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認めます。なお本決議案の取扱いにつきましても、本決議案に賛成の方々をもつて、議員提出の形式で本院に提出することにしたと思ひますので、御

了承を願つておきます。

○稲田委員長 これより日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○關谷委員 この日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきましては、すでに長期間にわたりました議論を盡されておるものであります。ただその間におきまして、見返り資金との関係につきましても幾多の疑点がありましてたつと、本日まで延引をいたしておつたのであります。去る四月八日に経済科学局財政課長のE・M・リード氏あてに、大蔵委員長川野芳満君から問合せをいたしましたことにつきまして、経済科学局の財政課から同委員長に對しまして、回答が来ているのであります。それによりますと、大体見返り資金との関係はつきりとして来たところと承りましたのであります。よつてこの際討論を願ひ、採決をお願いいたしますのであります。それが、それより前に、この法案の審議が長引きましたために、施行期日の関係等につきましても、一部修正する必要があると思ひますので、修正の動議を提出いたします。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する修正案
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

であります。動議を提出いたしました。

○稲田委員長 たいだいま關谷君より本案に対する修正の動議が提出され、たいだいま説明がございましたが、これより修正案及び原案を一括して討論に付します。討論の通告があります。これを許します。米澤満亮君。

○米澤委員 たいだいま上程されている法案については、先ほど關谷委員のお話の通り、非常に長い間関係方面との折衝で延びておりますが、すでに昨年度の予算において、特別会計百五十億円の予算において、見返り資金から出ているのであります。しかしその当時の理由は貸付ということであつたので、われわれはその意味で了承しておつたのであります。ところが今回は政府の出資金四十億圓ということになつたので、この政府の出資金ということにめぐつて、この出資金なるものが、将来いろいろあとを引くだろう。早く言えばひとつの見返り資金ということになつて来て、資産再評価等を考慮するときに、相当深刻な結果が起るといふことを心配しておつたのであります。先ほど同僚關谷委員のお話の通り、リード君と川野大蔵委員長とのこの点に関する解釈の質問及び返事があつたのであります。私が、いわゆるグラントという問題をめぐつて、私も完全に氷解してはおりません。しかし大体においてこの見返り資金といふものは、日本の政府に対するグラントであつて、対目見返り物資の返済については、これを日本の政府の義務としないといふことが、おぼろげながら明瞭になつたのであります。従つて交付金の解釈が、出資の場合でも当てはまるようにわれわれ

れ解釈するのであります。この点はひとつ政府においても十分、われわれの憂慮するような懸念を將來持たないで済むやうなぐあい、當局との間に明快なる解釈の一致をひとつ持つていただくことを條件としまして、完全とはいひませんが、私は關谷委員の御提出の修正案とあわせて、本案に賛成するものであります。

○稲田委員長 次に關谷勝利君。

○關谷委員 先ほど私が申し上げました大蔵委員長から経済科学局の財政課長のリード氏にあてましたところの伺い書と申します。質問書並びにそれに対する回答を一応朗読をいたしてみます。

一九五〇年四月八日、経済科学局財政課長、イー・エム・リード殿

米國對日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に対する法律の解釈について、首題の件に関する第七回国会における審議に關し、左の諸点につき次の通り了解いたしました。さしつかえないか伺います。

一、昭和二十五年年度においては、見返り資金から電気通信事業特別会計、国有林野事業特別会計及び日本国有鉄道に對し、資金を繰入れまたは交付することとなつてゐるが、右はこれにより見返り資金からこれらの政府事業に對し資金を無償交付(グラント)するものである。二、右により見返り資金は、日本国有鉄道等の出資者として出資権を

持つものではなく、従つて利益の分配または残余財産の分配にあずかることにはならない。すなわち資金の交付により見返り資金と、これらの政府事業との財政的關係はなくなる。

衆議院大蔵委員長川野芳満君
この質問に對しては回答は、

一九五〇年四月二十一日、連合國最高司令官總司令部經濟科学局財政課。衆議院大蔵委員長川野芳満殿

一九五〇年四月八日付貴信において、貴方は見返り資金からの政府事業に對する資金の交付についての解釈に對し、確認方を要請せられた。見返り資金からの繰入金が政府事業に對する交付金(グラント)である点、並びに、かかる交付金は見返り資金に出資権その他の債権(クレーム)を設定するものではない点は御説の通りである。見返り資金は日本政府の資金であり、該資金からなされる交付金は政府の出資を意味する。かかる交付金は、政府から政府事業及び政府関係機関に對するその他の交付金と何ら異なるものではなく、従つて政府による見返り資金からの交付金は、かかる事業における政府の利益を傷つけることはできない。

財政課長 ユー・ジョー・エム・リード

こゝういふやうな回答が来ておるのであります。これによりますと、見返り資金が將來この国有鉄道に對して出資金その他を主張するものでなく、またこれがひもつきでないといふ点がはつきりいたしましたので、私はこの際

国鉄におきましても資金潤沢ならざる
ときにおきまして、この見返り資金か
らの出資ということに對しまして、こ
れに賛成するものであります。なお先
ほどの私の提案いたしました修正案を
同時に可決せられるようにお願いいた
したいと思ひます。討論を打ち切りま
す。

○稲田委員長 これにて討論は終局い
たしました。

これより採決をいたします。まず修
正案について採決いたします。これに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数。よつて修正
案は可決されました。

次にただいま可決せられました修正
部分以外の原案について採決をいたし
ます。これに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数。よつて本案
は修正案のごとく修正すべきものと決
しました。

なおお諮りいたします。本案に對す
る委員会報告書の作成は、委員長に御
一任願ひたいと思ひますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

本日は他に重要な法案の付託が予想
されますので、暫時それまで休憩いた
したいと思ひます。再開の時間及び委
員室等は、追つて放送か何らかの方法
をもつて御連絡いたします。

暫時休憩をいたします。

午前十一時三十一分休憩

午後一時五十分開議
○稲田委員長 これより午前に引続き
會議を開きます。

本日付託になりました港灣法案を日
程に追加し、審査を進めたいと思ひま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認め、こ
れより港灣法案を議題といたし、審査
に入ります。

まず本案の趣旨について政府の説明
を求めます。大屋運輸大臣。

港灣法案

港灣法

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 港務局

第一節 港務局の設立等(第四
條—第十一條)

第二節 港務局の業務(第十二
條—第十三條)

第三節 港務局の組織(第十四
條—第二十七條)

第四節 港務局の財務(第二十
八條—第三十二條)

第三章 港灣管理者としての地方
公共団体(第三十三條—
第三十六條)

第四章 港灣区域及び臨港地区
(第三十七條—第四十一
條)

第五章 港灣工事の費用(第四十
二條—第四十三條)

第六章 雜則(第四十四條—第六
十二條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、港灣管理者の

設立による港灣の開闢、利用及び
管理の方法を定めることを目的と
する。

(定義)

第二條 この法律で「港灣管理者」と
は、第二章第一節の規定により設
立された港務局又は第三十三條の
規定により指定され、若しくは設
立された地方公共団体をいう。

2 この法律で「重要港灣」とは、国
の利害に重大な關係を有する港灣
で政令で定めるものをいい、「地方
港灣」とは、重要港灣以外の港
灣をいう。

3 この法律で「港灣区域」とは、第
四條第四項(第九條第二項及び第
三十三條第二項)において準用する
場合を含む。の規定により認可が
あつた水域をいう。

4 この法律で「臨港地区」とは、都
市計画法(大正八年法律第三十六
號)第十條第三項の規定により臨
港地区として指定された地区又は
第三十八條の規定により港灣管理
者が認可を受けて定めた地区をい
う。

5 この法律で「港灣施設」とは、港
灣区域及び臨港地区内における左
に掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船
だまり

二 外かく施設 防波堤、防砂
堤、導流堤、水門、こう門及び
護岸

三 けい留施設 岸壁、けい、船浮
標、けい、船く、さん橋、浮き
ん橋及び物揚場

四 臨港交通施設 道路、橋りよ
う、鉄道、軌道及び運河

五 航行補助施設 航路標識並び
に船舶の入出港のための信号施
設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機
械、軌道走行式荷役機械及び上
屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施
設、手荷物取扱所及び待合所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯
木場、貯灰場、危険物置場及び
貯油施設

九 船舶補給施設 船舶のための
給水施設、給油施設及び給炭施
設

6 この法律で、「港灣工事」とは、
港灣施設を建設し、改良し、維持
し、又は復旧する工事をいう。

7 この法律で「避難港」とは、暴風
雨に際し小型船舶が避難のためて
泊することを主たる目的とし、
通常貨物の積卸又は旅客の乗降の
用に供せられない港灣で、政令で
定めるものをいう。

(漁港に関する規定)

第三條 この法律は、もつぱら漁業
の用に供する港灣として他の法律
によつて指定された港灣には適用
しない。

第二章 港務局

第一節 港務局の設立等 (設立等)

第四條 現に当該港灣において港灣
の施設を管理する地方公共団体、
従来当該港灣において港灣の施設
の設置若しくは維持管理の費用を
負担した地方公共団体又は予定港
灣区域を地先水面とする地域を区
域とする地方公共団体(以下「關係
地方公共団体」という。)は、第三

項及び第四項の手続を経た後その
議会の議決を経て、協議の上、單
独で又は共同して、定款を定め、
港務局を設立することができる。

2 前項の規定は、国及び地方公共
団体以外の者が、水域施設及び外
かく施設の全部又は大部分を維持
管理している港灣においては、そ
の者が關係地方公共団体のいづれ
かに港務局の設立を求めた場合を
除きこれを適用しない。

3 第一項の規定により港務局を設
立しようとする地方公共団体は、
あらかじめ、その旨、予定港灣区
域及び關係地方公共団体が意見を
申し出るべき期間を公告し、且
つ、關係地方公共団体の申出によ
りこれを同項の協議に加えなければ
ならない。但し、關係地方公共
団体が意見を申し出るべき期間は
一箇月を下ることができない。

4 第一項の規定により港務局の設
立の協議が調つたときは、港務局
を設立しようとする地方公共団体
は、港務局の港灣区域について、
左の区分により、運輸大臣又は都
道府県知事の認可を受けなければ
ならない。

一 重要港灣については運輸大臣
の認可を受けなければならないも
のについては運輸大臣

二 地方港灣であつて都道府県が
港務局の設立に加わつていないも
のについては運輸大臣

三 前二項以外の港灣については
予定港灣区域を地先水面とする
地域を区域とする都道府県を管
轄する都道府県知事

5 運輸大臣又は都道府県知事は、
河川法(明治二十九年法律第七十
一號)第二條第一項の規定による

河川の区域について、前項の認可をしようとするときは、港湾区域について当該河川を管理する地方行政庁に協議しなければならない。

6 運輸大臣又は都道府県知事は、予定港湾区域が、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、且つ、港域法（昭和二十三年法律第七十五号）の港の区域の定のあるものについてはその区域をこえないものでなければ、第四項の認可をすることができない。

7 第一項の協議が調わないときは、関係地方公共団体は、第四項の区分により、運輸大臣又は都道府県知事に申し出て、その調停を求めることができる。この場合において第四項第二号中「港務局の設立に加わつてゐるもの」とあるのは「争の当事者であるもの」と読み替へるものとする。

8 前項の申出には、協議のてん末及び関係地方公共団体の意見を附さなければならない。

9 第七項の申出があつたときは、運輸大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し、且つ、重要港湾については内閣総理大臣に協議して調停する。

10 都道府県知事が、第四項の処分

をしたとき又は前項の調停をしたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に報告しなければならない。

（法人格）
第五條 港務局は、営利を目的としない公法上の法人とする。

第六條 港務局の定款には、左の事項を記載しなければならない。
一 名称
二 港務局を組織する地方公共団体

三 事務所の所在地
四 業務
五 港湾区域
六 委員の定数、任期、選任、罷免及び給與並びに委員会の議事に関する事項

七 事務所の組織及び職員に関する事項
八 財産及び会計に関する事項
九 港務局を組織する地方公共団体の出資又は経費の分担に関する事項

十 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
十一 公告の方法
十二 定款又はその変更は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）
第七條 港務局は、その設立、主たる事務所所在地の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により、登記しなければならない。

2 港務局に關して登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、

これをもつて第三者に対抗することはできない。
（成立）
第八條 港務局は、設立の登記をするによつて成立する。

（港湾区域の公告）
第九條 港務局は、成立後遅滞なくその旨及び港湾区域を公告しなければならない。港湾区域に変更があつたときも同様である。

2 第四條第四項から第六項までの規定は、港務局が港湾区域を変更しようとする場合に準用する。

（非課税）
第十條 港務局には、所得税及び法人税を課さない。

（民法等の準用）
第十一條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十八條第一項、第七十一條から第八十三條の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條、第三十七條及び第三十七條ノ二の規定は、港務局に準用する。

（業務）
第十二條 港務局は、左の業務を行う。

一 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去を含む。）

二 港湾の発展のため必要な港湾施設の建設及び改良の計画を作

成すること。
三 前号の計画を実施するため必要な港湾工事を行うこと。
四 委託により、国又は地方公共団体の所有に属する港湾施設（港湾の運営に必要な土地を含む。）であつて、一般公衆の利用に供するものを管理すること。

五 一般公衆の利用に供する、い留施設のうち一般公衆の利便を増進するため必要なものを自ら運営し、及びこれを利用する船舶に対し、い留場所の指定その他使用に關し必要な規制を行うこと。

六 消火、救難及び警備に必要な設備を設けること。
七 港湾の発展のため必要な調査、研究及び統計資料の作成を行い、並びに当該港湾の利用を宣伝すること。

八 船舶に対する給水、離岸岸の補助その他船舶に対する役務が、他の者によつて適當且つ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。

九 港務局が管理する港湾施設で、一般公衆の利用に供することを要せず、又は自ら運営することを適當としないものを貸し付けること。

十 港務局が管理する上屋、荷役機械等の港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制すること。

十一 港務局に必要ない役務の提供を、あつてはすること。
十二 船舶乗組員又は港湾労働者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。

十三 港湾の利用に必要な役務及び施設に關する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

十四 その他前各号の業務を行うため必要な業務

2 前項第十三号に規定する料率表は、港務局が自ら定めた料金の外、第四十五條の料金を港務局に報告され、又は港務局に知れてゐるものに関する事項を包含しなければならない。

（私企業への不干渉）
第十三條 港務局は、港湾運送業、倉庫業その他輸送及び保管に關連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならない。

2 港務局は、何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に關し不平等な取扱をしてはならない。

（委員会）
第十四條 港務局に、委員会を置く。

（委員会の権限及び責任）
第十五條 委員会は、港務局の施策を決定し、港務局の事務の運営を指導統制する。

(委員会の組織及び委員の任命)
第十六條 委員会は、定款の定めるところにより七人以上の委員をもつて組織する。

2 前項の委員は、港灣に關し十分な知識と経験を有する者又は希望のある者のうちから、港務局を組織する地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会の同意を得て任命する。

(委員会の欠格條件)
第十七條 左の各号の一に該当する者は、委員になることができない。
一 国会議員又は地方公共団体の議会の議員
二 港務局の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職權若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職權又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

2 委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、退職しなければならない。

(委員の任期)
第十八條 委員の任期は、三年以内とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ

る。

3 港務局設立後最初に任命される委員の任期は、多数の委員が同時に退任することがないように任命の時に、港務局を組織する地方公共団体の長が定める。

(委員の罷免)
第十九條 港務局を組織する地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員たるに不適当な非行があると認める場合において、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員長)
第二十條 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会の会議を総理する。

(議決方法)
第二十一條 委員会の議事は全委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

2 委員は、委員会の決定するところにより、自己に特別の利害關係を有する事項に關しては、議決に加わることができない。

(監事)
第二十二條 港務局に、定款の定めるところにより監事を置くことができる。

2 第十六條第二項及び第十九條の規定は、監事の任免に準用する。

(委員長等の職務及び権限)
第二十三條 委員長は、港務局を代表し、港務局の長としてその業務を総理する。

2 委員長以外の委員は、款定の定めるところにより港務局を代表し、委員長を補佐して港務局の業務を掌理し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、港務局の業務を監査する。

(事務局)
第二十四條 港務局にその事務を処理させるため、定款の定めるところにより事務局を置き、所要の職員を置く。

(委員長等の給與)
第二十五條 港務局は、常勤する委員、監事及び職員に対して、給與を支拂わなければならない。

2 前項の給與の額は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならず、且つ、当該地方における同様な職務に従事する者の給與と同等の基準において定められなければならない。但し、港務局を組織する地方公共団体の長(該団体が二人以上ある場合は、高い給與を受けている者)の給與をこえるものであつてはならない。

3 第一項の給與を受ける委員及び監事は、報酬を得て他の業務に従事してはならない。

(公務員たるの性質)
第二十六條 委員、監事及び職員は、刑罰法規の適用については、法令により公務に従事する者とみなす。

(港務局を組織する地方公共団体の二以上あるときの委員等の任免)
第二十七條 港務局を組織する地方

公共団体が二以上あるときは、第十六條第二項、第十八條第三項、第十九條及び第二十二條第二項の規定による委員及び監事の任免に關する地方公共団体の長及び議会の権限の行使については、港務局の定款で定めなければならない。

第四節 港務局の財務
(出資)
第二十八條 港務局を組織する地方公共団体以外の者は、当該港務局に出資することができない。

(財務原則)
第二十九條 港務局がその業務を行うために要する経費(港灣工事に要する経費を除く。)は、その管理する港灣施設等の使用料及び賃貸料並びに港務局の提供する給水等の役務の料金その他港灣の管理運営に伴う収入をもつて、まかなわなければならない。

(債券発行等)
第三十條 港務局は、港灣施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の規定は前項の場合に準用する。

3 港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならない。

4 前項の償還準備金は、債券の償還目的以外に使用してはならない。

(損益の処理)
第三十一條 港務局は、剰余金を前

條の償還準備金及び欠損補充のための準備金として積み立ててなお残額があるときは、その金額を、定款の定めるところにより港務局を組織する地方公共団体に納付しなければならない。

2 港務局を組織する地方公共団体は、港務局に損失を生じた場合において前項の欠損補充のための準備金をこれに充ててなお不足額があるときは、定款の定めるところによりその不足額を補てんしなければならない。

(財産目録等)
第三十二條 港務局は、毎事業年度終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、港務局を組織する地方公共団体に提出しなければならない。

第三章 港灣管理者としての地方公共団体
(港灣管理者としての地方公共団体の決定等)
第三十三條 關係地方公共団体は、港務局を設立しない港灣について、第二項において準用する第四條第三項及び同條第四項の手續を経た後、その議会の議決を経て、協議の上、港灣管理者として、これらの地方公共団体の一を指定し、又は地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体を設立することができる。

2 第四條第二項から第六項まで及び同條第十項の規定は、前項の場合に、第四條第七項から第九項までの規定は、前項の協議が調わな

い場合に、第九條第二項の規定

五

は、港灣管理者としての地方公共団体が港灣区域を変更する場合に準用する。

(業務)

第三十四條 港灣管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二條及び第十三條の規定を準用する。

(委員会)

第三十五條 港灣管理者としての地方公共団体は、前條の規定による業務を執行する機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の名称、組織及び権限は、條例で定める。

(港務局が成立した場合等)

第三十六條 地方公共団体が第三十三條の規定により港灣管理者であつた港灣について、港務局が成立したとき又は他の地方公共団体が、第三十三條の規定により港灣管理者となつたときは、新に港灣管理者になつた者の港灣区域内にあつては、従来港灣管理者であつた地方公共団体は、港灣管理者としての地位を失う。

第四章 港灣区域及び臨港地区

(港灣区域内の工事等の許可)

第三十七條 港灣区域内において、水域施設、外かく施設若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し(公有水面の埋立による場合を除く。)、又は土砂を採取しようとする者は、港灣管理者の長の許可を受けなければならぬ。

2 港灣管理者の長は、前項の建設、占用又は採取が、港灣の開発

発展に関する港灣管理者の計画の遂行を著しく阻害し、その他港灣の開発発展に著しく支障を與えるものでない限り許可しななければならない。

3 国、日本専売公社又は日本国有

鉄道の第一項の建設、占用又は採取をしようとする場合には、第一項中「港灣管理者の長の許可を受け」とあるのは「港灣管理者の長と協議し」と、前項中「許可し」とあるのは「協議に応じ」と読み替へるものとする。

4 港灣管理者は、第一項の許可を受けた者から水域占用料又は土砂採取料を徴収することができる。

但し、港灣施設の建設の許可又は国の協議に係るものについては、この限りでない。

(臨港地区)

第三十八條 港灣管理者は、都市計画法第二條の規定により決定された都市計画区域以外の地域について運輸大臣の認可を受けて臨港地区を定めることができる。

2 前項の臨港地区は、当該港灣区域を地先水面とする地域において、当該港灣の管理運営に必要な最小限度のものでなければならぬ。

(分区の指定)

第三十九條 港灣管理者は、臨港地区において左の各号に掲げる分区を指定することができる。

- 一 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱はるることを目的とする区域
- 二 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物

資を取り扱はるることを目的とする区域

三 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

四 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行はるることを目的とする区域

五 漁港区 水産物を取り扱はるる、又は漁船の出漁の準備を行はるることを目的とする区域

六 バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行はるることを目的とする区域

七 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱はるることを目的とする区域

2 前項の分区は、当該港灣管理者としての地方公共団体(港灣管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体)の区域の範圍内で指定しなければならぬ。

(分区内の規制)

第四十條 前條に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港灣管理者としての地方公共団体(港灣管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体であつて当該分区の区域を区域とするもの)のうち定款で定めるものの條例で定めるものを建設してはならない。

2 港務局を組織する地方公共団体が前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならぬ。

(有害構築物の改築等)

第四十一條 港灣管理者の長は、分区内に存する建築物その他の構築物が前條の條例の制定施行によりその條例に定められたものに該当するに至り、且つ、当該分区の目的を著しく阻害するときは、当該構築物の所有者又は占有者に対し、当該構築物の改築、移転又は撤去をすべきことを命ずることができる。

2 港灣管理者の長が前項の命令をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を指定して、公聴会を開き、当該所有者又は占有者その他の利害関係人の意見を聞き、その意見を十分考慮してこれをしなければならぬ。

3 第一項の規定による命令によつて生じた損失に対しては、港灣管理者は、当該構築物の所有者又は占有者に対し、その命令がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならぬ。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三箇月以内に訴をもつて金額の増加を請求することができる。

第五章 港灣工事の費用

(費用の負担)

第四十二條 港灣管理者が、重要港灣において、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外かく施設又はけい留施設の建設又は改良の重要な工事をする場合には、そ

の工事に要する費用は、国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

2 港灣管理者が、避難港において、水域施設又は外かく施設の建設又は改良の工事をする場合には、その工事に要する費用は、国がその十分の七・五を、港灣管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担する。

3 前二項の規定は、これによつて国が負担することとなる金額についてあらかじめ運輸大臣に申し出て国会の議決を経た予算に組入れられていないときは、これを適用しない。

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十七條第一項及び第十九條第一項の規定は、港務局について第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは「港務局」と読み替へるものとする。

(費用の補助)

第四十三條 国は、特に必要があると認めるときは、前條に規定するものの外、予算の範圍内で、一般公衆の利用に供する目的で港灣管理者の港灣工事の費用に對し、左に掲げる基準で補助することができる。

- 一 重要港灣における臨港交通施設の建設又は改良の港灣工事については十分の五以内
- 二 地方港灣における水域施設、外かく施設、けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の港灣工事については十分の四以内

第六章 雑則

(港灣管理者の料金)

第四十四條 港灣管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 利害關係人は、前項の規定により港灣管理者の定めた料率が不当であり又はこの法律に違反すると認めるときは、その事実を具して運輸大臣に申し出て、料率の變更を港灣管理者に命ずべきことを請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、運輸大臣は、当該港灣で運輸審議会の開催する公聴会において、港灣管理者にその料率が不当でなく、且つ、この法律に違反しないものであることを述べる十分な機会を與えた後、当該請求に理由があることを認めるときは、港灣管理者に対し理由を示して料率を變更すべきことを命ずることができる。

(港灣管理者以外の者の料金)

第四十五條 港灣管理者以外の者で当該港灣において港灣の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金を徴収しようとするものは、料率を定め、港灣管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

2 前項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

(国が負担し又は補助した港灣施設の譲渡等)

第四十六條 この法律によりその工

事の費用を国が負担し又は補助した港灣施設を譲渡し、担保に供し、若しくは貸し付けようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。

2 港灣管理者は、前項本文の規定により運輸大臣の認可を受けた場合、又は同項但書の場合の外、その管理する一般公衆の利用に供する港灣施設を一般公衆の利用に供せられなくする行為をしてはならない。

(不公平取扱の禁止)

第四十七條 運輸大臣は、港灣管理者が第十三條(第三十四條の規定により準用する場合を含む。)の規定に違反していると認めるときは、港灣管理者に対し、当該行為の停止又は變更を命ずることができる。

(港灣計画の審査)

第四十八條 運輸大臣は、一般交通の利便の増進に資するため必要があると認めるときは、重要港灣の港灣管理者に対し、港灣施設の配置、建設、改良その他当該港灣の開港に関する計画の提出を求めることができる。

2 運輸大臣は、前項の計画を審査し、当該計画が全国の港灣の開港のための国の計画に適合しないか、又は当該港灣の利用上著しく不適当であると認めるときは、こ

れを變更すべきことを求めることができる。

(収支報告)

第四十九條 重要港灣の港灣管理者は、運輸省令で定める手続により、その業務に関する収入及び支出その他港灣に関する報告を毎年一回作成して公表し、且つ、その写を運輸大臣に提出しなければならない。

(入出港書類の統一)

第五十條 運輸大臣は、港灣管理者が受理する船舶の入出港に関する書類の様式の統一を図るため、港灣管理者に対し必要な指示をすることができる。

(勸告)

第五十一條 運輸大臣は、重要港灣において、港灣の利用を増進するため特に必要があると認めるときは、港灣管理者を設くべきことを関係地方公共団体に対し勸告することができる。

(直轄工事)

第五十二條 重要港灣において、一般交通の利便を増進するため必要がある場合において、国と港灣管理者の協議が調つたときは、運輸大臣は、予算の範囲内で港灣工事を自らすることができる。

2 第四十二條の規定は、前項の規定により運輸大臣が港灣工事の費用について準用する場合において、第四十二條第四項中「第十七條第一項及び第十九條第一項」とあるのは「第十七條第二項及び第十九條第二項」と読み替へるものとする。

する港灣工事であつて、臨港交通施設の建設又は改良に係るものの費用は、当該港灣の港灣管理者が、その十分の五を負担する。

(土地又は工作物の譲渡)

第五十三條 前條に規定する港灣工事によつて生じた土地又は工作物は、運輸大臣において、港灣管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港灣管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

(港灣施設の貸付等)

第五十四條 前條に規定する場合の外、第五十二條に規定する港灣工事によつて生じた港灣施設(港灣の管理運営に必要な土地を含む。)は、運輸大臣(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條の規定による普通財産(公共物を除く。))については大蔵大臣において港灣管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2 前項の規定により港灣管理者が管理することとなつた港灣施設については、港灣管理者においてその管理の費用を負担する。この場合において当該施設の使用料及び賃料は、港灣管理者の収入とする。

第五十五條 港灣管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港灣施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの(航行補助施設を除く。)は、港灣管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2 前二條の規定は、前項の場合に

準用する。

(港灣区域の定めない港灣)

第五十六條 港灣区域の定めない港灣において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域において、水域施設、外かく施設若しくはいけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し(公有水面の埋立による場合を除く。)、又は土砂を採取しようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第四條第五項及び第六項の規定は、前項の規定により都道府県知事が水域を定める場合に準用する。

3 第三十七條第二項から第四項までの規定は、第一項の場合に準用する。

4 当該都道府県知事は、前項の規定により準用する第三十七條第四項の規定により徴収する水域占用料又は土砂採取料を国庫に納付しなければならない。

(農林大臣に対する協議)

第五十七條 運輸大臣は、主として漁業の用に供する施設について、第四十六條第一項の認可をし、又は漁業に重大な關係のある事項に關し第四十七條若しくは第四十八條第二項の命令若しくは請求をしうとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

第五條までの規定は、第三十九條の規定により指定された分区分に於いては、適用しない。

2 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権は、港灣区域内については港灣管理者の長（河川法第二條第一項の規定による河川の区域内における港灣区域内については都道府県知事及び港灣管理者の長）が行う。

3 地方自治法第二百三十三條第二項の規定は、地方公共団体が、港灣管理者に港灣施設を譲渡し、貸し付け、又は管理を委託する場合に於いて、適用しない。

4 漁港に関する特則については、漁港に関する法律で定めるところによる。

5 都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明治四十四年法律第十五号）の規定は、港灣局の災害土木費の国庫負担に準用する。この場合において「都道府県」とあるのは、「港灣局」と読み替へるものとする。

（行政事件訴訟特例法の適用）

第五十九條 第三十七條第一項の許可、同條第四項の水域利用料及び土砂採取料の徴収、第四十一條第一項の命令、第四十四條の料金の徴収並びに第五十八條第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使に関する訴に関する行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の適用については、港灣局の長は、行政庁とみなす。

（運輸審議会）

第六十條 運輸大臣は、左の事項に

関しては、これを運輸審議会にかりその決定を尊重して、処理しなければならない。

一 第四條第四項（第九條第二項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による港灣区域の認可

二 第四條第九項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による調停

三 第三十八條の規定による臨港地区を定めることについての認可

四 第四十四條の規定による料率の変更に関する請求に係る事項

五 第五十一條の規定による港灣管理者を設けべきことの勧告

（罰則）
第六十一條 第三十七條第一項又は第五十六條第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を、許可を受けずにした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第二十五條第一項の規定による給與を受ける委員が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（罰則規定）
第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するた

め当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四十二條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（法令の改廃）

2 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十條第二項の次に次の一項を加える。

都市計画区域内に於てテハ前項ノ場合ノ外港灣ノ管理運営ノ為臨港地区ヲ指定スルコトヲ得

3 河川法の一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

港灣法（昭和二十五年法律第...）ニ規定スル港灣区域ニ付キ前二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲセントストルコトハ当該地方行政庁ニ於テ港灣管理者ニ協議スヘシ

4 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三條の二「地方公共団体」の下に「（港灣法（昭和二十五年法律第...号）に規定する港灣局を含む。）」を加える。

まことに重大な問題でありますので、これについて明確な法的基準を與え、地方公共団体の自由な意思による港灣管理者の設立、その他港灣の管理運営の方式を確立し、もつて港灣の開発と利用の促進をはかるため、ここに港灣法案を提出する次第であります。

本法案の大体の内容を申し上げます。港灣の管理運営に關し、最大限の地方自治権を與え、かつ国家的及び地方的利益に最も適合する形態の港灣管理者を設定する権能を、地方公共団体に與え、これを中心とし、これに伴い地方公共団体の自由意思によつて選任される港灣管理者の諸形態、港灣管理者の定め方、その任務、組織、財政等について規定し、さらに最大限の地方自治という建前から、政府の監督規制は国家的利益を確保するための必要最小限度にとどめるとともに、港灣開発責任を地方に移すことが地方財政の不当な圧迫にならぬように、国の助成策についても十分配慮いたしました。

港灣管理者とは、港灣を一体として管理運営し、その総合的開發發展をはかる主体でありまして、これには關係地方公共団体が協議して、港灣局という特別の法人を創設する場合と、同じく協議の上、關係地方公共団体の一を指定し、または地方公共団体の組合を設ける場合とがあり、このいずれの方法をとるものと、また、地方公共団体の自由意思によつて決せられるのであります。いずれにせよ港灣管理者は、地方公共団体またはその身がわりともいふべき港灣局に限られ、國は港灣管理の第一線から退き、地方の熱意とくふうによつて、活発な港灣の開發發展

をはかるうというのがそのねらいであります。

港灣局というものは、いわゆるポート・オーソリティーとして、ロンドン、ニューヨーク等世界の一流港で採用されてゐる港灣管理制度でありまして、委員会制度による民主的な港灣管理を目的とする非営利法人であります。

諸外国では、ロンドン港灣局のごとき、特別の國法によつて國自身が設立した例もありますが、本法案では設立権を地方公共団体に限りました。従つてこの港灣局は、地方公共団体の公共企業体ないし港灣自治体ともいふべきものでありまして、陸上の行政区画にとらわれず、港灣開發に専念でき、また地方公共団体から獨立した委員会制度により、民主的、經濟的運営が期待される等の長所を備えておりますが、地方公共団体自身が直接港灣管理者になつた方が便宜な場合もあり得ますので、本法案は單にかゝる法人設立の根拠規定を設けるにとどめ、その採用は地方公共団体の選任にゆだねることとした次第であります。

このような港灣局または地方公共団体が、港灣管理者として行ふことは、港灣の有機的開發發展をはかり、公共利用を増進する。すなわち港灣を港らしい港に仕立て上げるといふ点にあるのであります。そのため工事許可權その他の一種の都市計權をも付與してあります。が、こうして港らしい港になつた所では、民間企業が大いに進出して、公正な自由活動により能率を上げることが望ましいという建前から、港灣管理者が私企業と競争したり、私企業に干渉したりすることは、これを避けるよう規定いたしました。

港湾管理者の組織については、港務局は委員会システムで運営されるという事、地方公共団体が港湾管理者になつたときにも、独立の法人格こそないが、港務局と類似の機能を有する委員会を置き得るという事等、法律では大綱を示すにとどめ、細部は地方にゆだねました。

このように港湾管理者が確立いたしますと、国としては国営港湾施設をこれに移管し、一定の工事については国がその費用を義務的に負担し、その他のものについても財政の許す範囲で補助し、また困難な港湾工事は、国の保有する港湾建設力で経済的に仕上げる等、必要な助成策を講じておりますが、一方監督の方は、国全体の立場から港湾の管理運営が最も効率的に行われるための、必要最小限度の條項に限りました。

本法案の趣旨は、大体以上の通りでございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○稲田委員長 本法案に対する質疑は次会に譲りたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 この機会にお諮りいたします。この港湾法案につきましては、地方公共団体、海運業界、倉庫業、港湾運送業界、その他労働組合等、重要な関係がありますので、本案の審査をして万全を期するため、民間より参考人の出席を求め、その意見を聞くことにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認めます。

なお参考人の数、参考人の選定、参考人の意見を聞く日時等につきましては、委員長に御一任が願ひたいと思ひます。

本日はただいまより国鉄の第二次裁定の問題について、労働、人事、運輸の各委員会の連合審査会を開くことになつております。部屋は第十三委員室でありますから、御出席を願ひたいと思ひます。

本委員会は本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時四分散会

〔参照〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月二十六日印刷

昭和二十五年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所